

# 学校防災計画（危機管理マニュアル）

## I. 目的

平素から防災体制の充実と防災意識の向上に努め、児童の安全確保のため安全管理の徹底を図る。

## II. 防災に関する基本的事項

1. 学校保健安全計画に従って防災教育を実施するとともに指導の改善に努め、児童の防災対応能力を高める。
2. 病気・怪我・地震・火災・不審者侵入等を想定し、学校環境の点検・整備、児童の安全確保方策、情報連絡体制の整備等防災管理を推進する。
3. 防災教育・管理等に関する実践的な職員研修を進めるとともに、保護者・地域・関係機関との連携体制の整備を図り、学校防災組織の機能を高める。

## III. 災害発生時の基本的な対応

1. 児童の安全確保
  - (1) 的確な指示
  - (2) 負傷者の確認
  - (3) 二次災害の防止
2. 避難の決定と指示
  - (1) 避難経路の安全確認
  - (2) 全校避難指示  
\*避難場所は地震や火災などの災害種別や時間帯の如何に関わらず全て運動場中央とする。
  - (3) 的確な指示（おさない・はしらない・しゃべらない・もどらない）
  - (4) 火災においては煙からの避難。地震においては頭部保護。
3. 避難後の安全確保
  - (1) 人員確認・安否確認
  - (2) 負傷者の応急処置
  - (3) 医療機関への連絡
  - (4) 児童の不安に対する処置
4. 学校災害対策本部の設置：本部長（校長）（教頭）
  - (1) 被害状況の把握と状況判断
  - (2) 応急対策の決定
  - (3) 外部との連絡や承認
  - (4) 児童や職員への説明
  - (5) 教育委員会との連絡、報告書の作成
  - (6) 記録
5. 保護者への引き渡し
  - (1) 状況の把握と決定
  - (2) 気象警報発令・地震・火災・不審者侵入被害の場合は、避難継続、集団下校等の措置をとり、「児童引き渡し名簿」による保護者への引き渡しを行う。
6. 応急復旧
  - (1) 被害状況の把握
  - (2) 危険箇所の処理、立ち入り禁止区域の決定
  - (3) 応急復旧に必要な資材等の調達と管理
  - (4) 授業教室の確保

#### IV. 災害種別ごとの対応

##### 1. 地震

###### (1) 学校で教師と児童が一緒にいる場合の対応

	予想される被害	教師の指示・対応	児童の行動規準
普通教室	<ul style="list-style-type: none"> <li>可動壁の破損、転倒</li> <li>ロッカーの転倒</li> <li>テレビ、蛍光灯天井板の落下</li> <li>ガラスの飛散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「机の下に入りなさい」</li> <li>机がない場合は中央に集合させ体を低くして頭部を保護する姿勢をとる。</li> <li>清掃中であればその場に適した指示をする。</li> <li>周囲の安全確認とともに児童を落ち着かせる。</li> <li>教師が怪我をすると避難誘導等児童の安全確保のための行動がとれなくなるので、教師自身の安全にも気を配る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>机の下に入り、落下物から身を守る。</li> <li>慌てて外へ飛び出さない。</li> <li>教師の指示をよく聞き、勝手な行動をとらない。</li> <li>危険性のある物から離れる。</li> </ul>
特別教室	<b>&lt;理科室&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>実験中の薬品、バーナー、アルコールランプ等の転倒による発火、火傷、怪我。</li> <li>実験器具等の破損による怪我。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火から離れなさい」</li> <li>火気使用中に地震が発生したらまず、火から離れる。揺れが収まった時点で消火にあたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>火、薬品、湯等から離れる。</li> <li>実験器具等の破損による怪我の危険があるので、離れて揺れが収まるのを待つ。</li> </ul>
	<b>&lt;家庭科室&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>調理実習中の沸騰した湯やガスコンロ等による発火、火傷。</li> <li>食器棚の破損や冷蔵庫の転倒による怪我。</li> <li>ガラスの飛散。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「火から離れなさい」</li> <li>「棚から離れなさい」</li> <li>火を消す。ガス栓を閉める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まず、火から離れる。</li> <li>揺れが収まってから火を消す。</li> </ul>
	<b>&lt;図工室&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>戸棚、電動糸鋸、工具類の転倒落下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「刃物から離れなさい」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>刃物類から離れる。</li> </ul>
	<b>&lt;コンピュータ室&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>コンピュータ等の倒壊。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「頭を守りなさい」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>頭を保護して姿勢を低くする。</li> </ul>
	<b>&lt;音楽室&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>ピアノ、ステレオ等の移動、転倒。</li> <li>楽器類の転倒。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ピアノから離れなさい」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ピアノや天型の楽器類から離れる。</li> </ul>
	<b>&lt;図書室&gt;</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>書棚の移動や書籍落下による怪我</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「机の下に入りなさい」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本棚の側を離れ、机の下に入る。</li> </ul>
ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>窓ガラスの飛散落下、額等の落下</li> <li>棚の倒壊</li> <li>ピアノの移動、転倒</li> <li>天井板、蛍光灯の落下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中央に集まりなさい」</li> <li>運動場中央に避難誘導する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中央に集まり身を低くして揺れが収まるのを待つ。</li> </ul>
プール	<ul style="list-style-type: none"> <li>揺れにより波立つ。</li> <li>大きな亀裂が生じた場合、水圧により手足を引き込まれる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「プールの壁に捕まりなさい」</li> <li>揺れが収まれば素早く水中から出る。</li> <li>避難するときは必ずサンダルを履き、バスタオルで体を覆わせる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>慌ててプールサイドに上がろうとせず、揺れが収まるまで壁に捕まって待つ。</li> </ul>
体育館	<ul style="list-style-type: none"> <li>バスケットゴール等施設の落下</li> <li>窓ガラス、電球の飛散</li> <li>跳び箱等体育用具使用中の怪我</li> <li>ピアノの移動、転倒</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中央に集まりなさい」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>慌てて外へ飛び出さず、先生の指示を待つ。</li> <li>体勢を低くして頭部を守る。</li> </ul>
運動場	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊具使用中の落下事故。</li> <li>樹木、フェンスの倒壊。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「中央に集まりなさい。」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>勝手に校舎に入ったりせず、運動場中央に集まり、先生の指示を待つ。</li> </ul>

(2) 学校で教師と児童が別々にいる場合の対応（始業前、休憩時間、放課後等）

	予想される被害	教師の対応	児童の行動規準
始業前・休憩時間・放課後	<p>&lt;階段・廊下・トイレ等&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・落下物、倒壊物による怪我。</li> <li>・混乱状態になり階段や昇降口に殺到することから起きる二次災害。</li> </ul> <p>&lt;剛健の森・玄関&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓ガラスの落下、飛散。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全校放送「頭を保護し、避難しなさい」</li> <li>・各教師が分散して児童の安全確保、指示、避難誘導にあたる。</li> <li>・児童に言葉掛けをして落ち着かせる。</li> <li>・避難場所での人員確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・頭部を保護し姿勢を低くして身を守る。</li> <li>・騒がず、先生の指示を待つ。</li> <li>・放送や先生の指示を聞き、落ち着いて運動場中央に避難する。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・剛健の森、玄関付近で地震にあったときは、その場で頭部を保護し、姿勢を低くして先生が来るのを待つ。慌てて校舎へ入ったり、道路に飛び出したりしない。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普通教室、特別教室等において地震にあった場合の行動規準はIV-1-(1)に同じ。</li> </ul>

(3) 登下校中の対応

	予想される被害	教師の対応	児童の行動規準
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の倒壊、落下物</li> <li>・ブロック塀、自動販売機等の転倒</li> <li>・架線の寸断、感電</li> <li>・交通事故、火災</li> <li>・水道の破裂</li> <li>・橋の寸断</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内にいる児童の確認、安全確保をし、保護者と連絡をとる。</li> <li>・通学路や校区内を巡視し、被害状況と児童の安否を確認する。</li> <li>・下校不可能な児童については学校で保護した後、保護者に引き渡す。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登校時は、登校班でまとまって行動する。</li> <li>・鞆や上着などで頭部を守る。</li> <li>・建物やブロック塀、自動販売機から離れる。</li> <li>・垂れ下がった電線、落下物、転倒物等に注意する。</li> <li>・帰宅するか、学校又は公園、広場等のうち、近い方に避難する。</li> <li>・帰宅した場合は、学校や家の人と連絡が取れるよう自宅を出ない。</li> </ul>

(4) 学校外の諸活動時の対応

	予想される被害	教師の対応	児童の行動規準
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の倒壊、交通事故の被害</li> <li>・場所によっては津波、落石、崖崩れ等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の安全確保のための的確な指示及び負傷者の応急手当。</li> <li>・交通機関利用中は係員の指示に従う。</li> <li>・施設利用中は施設管理者の指示に従う。</li> <li>・学校へ連絡し、状況報告を行い、指示を受ける。</li> <li>・地元の公共機関への連絡、救援要請。</li> <li>・県外での学習活動中に、県内で地震災害が発生した場合は、学校又は教育委員会と連絡を取り指示を受けて対応する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全な場所に身を伏せ、先生の指示に従う。</li> <li>・先生とはぐれた場合は、動き回らずに安全を確保する。</li> </ul>

(5) 勤務時間外の対応

配 備	教師の対応
1号配備：震度4以下の地震が発生し校区内に小規模の被害が生じたとき。	校長、教頭は、学校に於いて主として被害情報の収集・伝達に当たる。
2号配備：震度4以下の地震が発生し校区内に中規模の被害が生じたとき。	校長、教頭、校長が指名する職員は、学校に於いて災害応急対策に当たる。
震度5の地震が生じたとき。	
3号配備：震度5の地震が発生し校区内に大規模の被害が生じたとき。	全職員は、学校に於いて災害応急対策に当たる。
震度6以上の地震が生じたとき。	
<input type="checkbox"/> 児童生徒及び家族の安否確認 <input type="checkbox"/> 教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 学校の被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 地震規模、余震情報、二次災害等の情報収集 <input type="checkbox"/> 安全確認、危険箇所の立ち入り禁止措置、校区の被害、危険箇所等の情報収集 <input type="checkbox"/> 教育委員会への報告 <input type="checkbox"/> 外部との対応 <input type="checkbox"/> 学校再開への準備	



- ③事故発生と同時に、担任が家庭連絡をする。
- ④医療機関到着後、直ちに家庭、学校に連絡する。
- ⑤診断の結果は、家庭学校に連絡する。
- ⑥事後の対応については、学校長を中心として全職員で共通理解を図り、部外者への対応は、校長、教頭を窓口とする。

- (3) 生命には直ちに影響はないが、速やかに医師の治療を要すると判断した場合。
  - ①保護者による医療機関への搬送が無理な場合は、学校長の指示により、職員が医療機関へ搬送する。学級担任は家庭連絡の際、保護者に保険証持参の上直ちに来院してくれるよう伝える。
  - ②同行職員は2名以上とする。(養護教諭：患者に付き添う。 他職員：運転手及び連絡係)
  - ③保護者の付き添いがいない場合は、治療終了後家庭へ送り、事故の様子、処置の結果等を保護者に伝える。
  - ④学級担任、養護教諭、担当職員は、医療機関、家庭と訪問又は電話連絡を行い、症状を聞く等の見舞いをするとともに、その結果を校長、教頭に連絡する。。
- (4) 登校後に発熱、腹痛その他で授業を受けることが困難な場合。
  - ①担任は、家庭に連絡して症状の説明をし、保護者に迎えにきてもらう。
  - ②保護者の迎えが無理な場合は、保健室で様子を見る。
  - ③保健室での休養時間は最長2時間とする。
  - ④病気の児童は一人では下校させないようにする。
- (5) 放課後等関係職員がいない場合は、居合わせた職員で臨機応変に対応する。

#### 4. 暴風雨等気象警報発令・大雨や地震による富田川増水、氾濫等

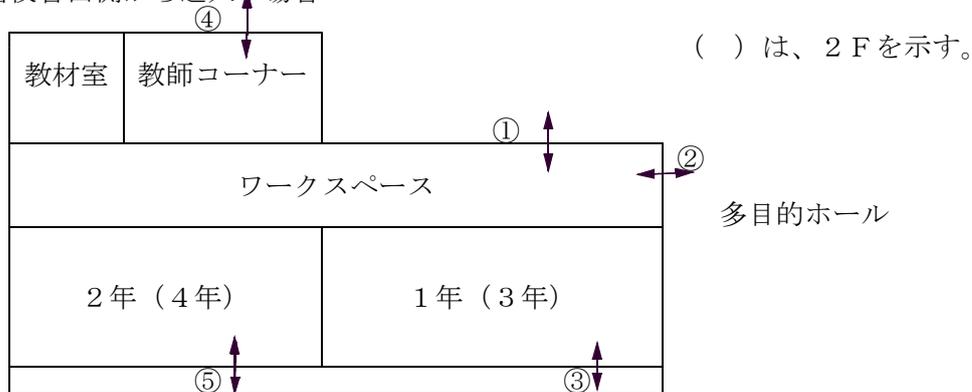
- (1) 状況により、児童を学校で待機させる。
- (2) 集団下校が必要な場合は、地区担当職員が引率する。激しい風雨の場合は保護者に迎えに来てもらう。(児童引き渡し名簿)
- (3) 特に危険な場所
  - ①運動場西側道路の浸水。                      ②市ノ瀬橋上の風                      ③市ノ瀬橋北詰交差点の交通
- (4) 富田川の氾濫が予想される場合はだるま寺に避難する。

#### 5. 不審者・侵入者

- (1) 基本的事項
  - ①教職員は平素から校内安全に注意を払う。
  - ②外来者には必ず声掛けをし、訪問用件や氏名、危険物の所持等確かめる。
  - ③不審者と判断される者を発見した場合は、速やかに職員室(校長)に連絡する。
  - ④不審者情報が入ったときも、すぐに職員室(校長)に連絡し、校長の指示の下に児童の安全確保に努める。(巡回パトロール、集団下校、保護者への連絡、関係機関への連絡)
  - ⑤不審者への初期対応は可能な限り複数で当たる。
  - ⑥不審者が校内に立ち入り、児童に危害を加える恐れがあると判断したときは、大声で通報するとともに、児童を連絡に行かせ、近くの職員に応援を求める。
  - ⑦教頭は緊急放送で事態の発生を知らせる。
  - ⑧担任は教室で児童を掌握するとともに児童の不安に適切に対応する。
  - ⑨校長は110番通報する。
  - ⑩現場の状況によっては、臨機応変の対応を迫られるため、お互いの意志や行動をはっきり伝えるようにする。

- (2) 危害を加えようとする不審者・侵入者に直接対面した場合の対応及び避難経路

< 1階校舎西側から進入の場合 >

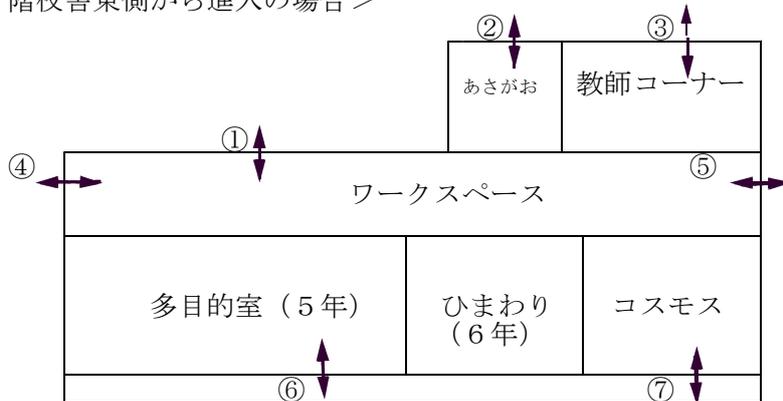


- ・①②から侵入した場合  
1年担任：大声で知らせ、児童を③より避難させる。

- 2年担任：⑤より児童を避難させる。
- 3年担任：①より侵入の場合、廊下へ避難させる。
- ②より侵入の場合、非常階段を使って避難させる。
- 4年担任：大声で知らせ、ベランダに逃げ、3年教室から廊下に出て避難させる。

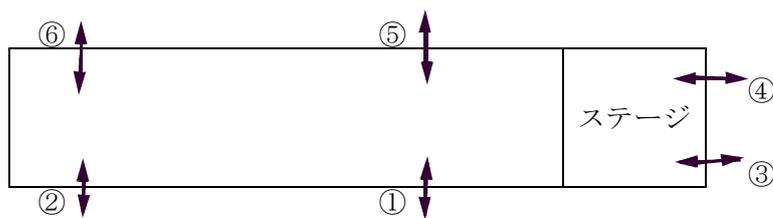
- ・③から侵入した場合
  - 1年担任：大声で知らせ、②より避難させる。2年への連絡は大声で叫ぶ。
  - 2年担任：⑤より避難させる。
  - 3年担任：大声で知らせ、非常階段より避難させる。
  - 4年担任：非常階段より避難させる。
- ・④から侵入した場合
  - 1年担任：③より避難させる。
  - 2年担任：大声で知らせ⑤より避難させる。
  - 3年担任：②より避難させる。
  - 4年担任：大声で知らせ⑤より4年教室に入り廊下に出て避難させる。
- ・⑤から侵入した場合
  - 1年担任：②より避難させる。
  - 2年担任：大声で知らせ②より避難させる。
  - 3年担任：①より避難させる。
  - 4年担任：ワークスペースを経て②より避難させる。

< 1階校舎東側から進入の場合 >



- ・①④から侵入した場合
  - 多目的活用時：大声で知らせ⑤より避難させる。
  - ひまわり・コスモス・あさがお学級担任：⑦より避難させる。
  - 6年担任：⑤より避難させる。
- ・②③⑤から侵入した場合
  - 多目的活用時：④より避難させる。
  - ひまわり・コスモス・あさがお学級担任：大声で知らせ⑦より避難させる。
  - 6年担任：④より避難させる。
- ・⑥から侵入した場合
  - 多目的活用時：大声で知らせ④より避難させる。
  - ひまわり・コスモス・あさがお学級担任：⑦より避難させる。
  - 6年担任：大声で知らせ④より避難させる。
- ・⑦から侵入した場合
  - 多目的活用時：④より避難させる。
  - ひまわり・コスモス・あさがお学級担任：大声で知らせ④より避難させる。
  - 6年担任：④より避難させる。
- ・家庭科室、音楽室に侵入した場合：反対側入り口から避難させる。
- ・図工室、理科室に侵入した場合
  - ベランダから侵入した場合は廊下側に出て避難させる。
  - 廊下側から侵入した場合はベランダに出て5年教室か6年教室に入り、非常階段より避難させる。
- \*いずれの場合も大声で知らせる。また、侵入者の位置も随時知らせる。
- \*担任等は、各教室にある棒等で距離をとり（安全確保）、逃げ時間をかせぐ。

## <体育館に侵入した場合>



①②⑤⑥から侵入した場合：大声で知らせ、③④より避難させる。

③④から侵入した場合：大声で知らせ、②より避難させる。

○侵入者と直接対面した場合、児童に直接危害が及ぶと判断される場合は、担任は備え付けの棒で児童を守る。

○その場合、相手の足を殴打するか腹部を突くのが有効である。

○備え付けの棒に手が及ばないときは、近くにある黒板消しや教師用定規、椅子などを投げる

○担任は、児童が全員避難したのを確認し、自らも児童に続く。

○大声を聞いた近くにいる担任も同じく大声で知らせ上記と同様の行動をとるが、侵入者と児童の間に距離があれば避難を第一とする。

○余裕があれば、火災報知器のボタンを押すのも有効である。

○児童は授業担任の指示に従い、慌てず、騒がずに迅速に行動することを心がける。

○また、侵入者が自分に近づいてきたらすばやく離れることを心がける。

○児童に対しては、平素から不審者侵入時の行動について避難訓練等をおして指導しておく。

○職員室で連絡を受けた職員、または現場近くにいる職員は、護身用の棒・サスマタ等を持ち、現場に駆けつける。内1名は、現場の状況を校長に連絡する。

○校長は状況判断して警察署と消防署に通報する。

○教頭は校内放送を通じ緊急避難命令を出した後連絡にきた職員とともに現場に戻る。

○養護教諭は、救急箱を準備し、避難場所（運動場中央）で待機する。

○用務員は、裏玄関と運動場南側フェンスを全開する。

○避難を完了した女子職員は児童管理に当たる。男子職員は現場に向かう。

○校長は全体指揮を行うとともに、教頭とともに保護者、関係機関等との連絡に当たる。

○事後の対応については、学校長を中心として全職員で共通理解を図り、部外者への対応は、校長、教頭を窓口とする。

## 6. 校舎及び施設の破損・校舎内への侵入窃盗

### (1) 連絡体制

①現場保存

②学校長に連絡

③警察署への被害届

④他の被害状況の確認

⑤教育委員会に報告

### (2) 予防対策

①施錠の徹底

②公文書・個人情報・貴重品の管理の徹底。

## 7. 登下校時の事故

### (1) 基本的事項

①欠席届は必ず保護者から入るようにしておく。

②不明の場合は放置せず保護者に電話連絡を入れる。

③忘れ物を安易に取りに帰さない。やむを得ず授業途中や休憩時間に児童を帰すときや特別遅く帰すときは、保護者に連絡する。

### (2) 登下校時に関する児童への指導事項

①登校班での約束を徹底する。

②下校時刻を守らせる。

③複数で通学させる。

④交通ルールを守らせる。

⑤知らない人の誘いに合った時の対処法を指導しておく。(きしゅう君の家)

⑥実害が無くても、不審な人を見かけたら家人や先生に必ず知らせること。

V. 火災・地震発生時の避難経路 (※省略)

## VI. 安全点検実施要綱

1. 目的 毎月一回安全点検を行い、早急に対処して事故を未然に防ぐとともに、災害による被害を最小限にとどめる。

2. 実施日 毎月初めを安全点検の日に定める。

3. 点検場所及び担当

(1) 校舎内

点検場所	担当	点検場所	担当
教室・ワークスペース	各担任	体育館	高地
図書室	内川	多目的ホール	事務
理科室	宇井	玄関ホール	教頭
音楽室	木村	保健室	養護
図工室	谷口	校長室・職員室	校長
家庭科室	笠井	トイレ・外トイレ	養護
印刷室	事務	配膳室	用務

(2) 剛健の森・運動場・遊具

点検場所	担当
剛健の森	教頭
リサイクル庫	教頭
体育館外回り	教頭
運動場トラック	田中
体育設備・遊具	高地・田中
ゴミ置き場	用務
側溝・溝蓋	教頭
運動場遊具	校長・教頭・養護

(3) 点検項目

① 校舎内

- ・机、椅子、コンセント、窓ガラス、蛍光灯、床、壁面、ロッカー、テレビ台
- ・高所に危険箇所及び危険物はないか。
- ・ベランダ、手摺の状態

② 運動場、遊具、体育設備

- ・支柱、溶接部分の腐食
- ・サッカーゴールの固定は確実か。
- ・移動式バスケットゴールは転倒の恐れがないか。
- ・遊具本体及び周囲の地面の状態
- ・取り付け部分（ボルト、ナット、ロープ、板等）の状態
- ・砂場の状態
- ・表面（ペンキ）の状態
- ・ラインテープの状態

## VII. 防災訓練実施要綱

1. 訓練の目的

火災・地震・台風・不審者侵入等の非常事態から児童を安全に避難させることを目的とする。

重点目標 落ち着いて迅速に行動する。  
安全指導に留意する。

2. 訓練の種類

- (1) 火災避難訓練
- (2) 地震避難訓練
- (3) 不審者侵入時避難訓練

3. 訓練の時期

(1) 学期1回の防災訓練を実施する。

4. その他

(1) 毎月1日、15日を登校時交通指導の日と定め、交通指導員会と協力して登校指導を行う。

(2) 一学期中に、PTA生活部と連携して「交通安全教室」と「自転車点検」を実施する。

5. 訓練は、「IV. 災害種別ごとの対応」に従って実施する。